

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 13    | 地域生活支援事業事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、地域生活支援事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大和市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 地域生活支援事業支給事務   |
| ②事務の概要                   | 障害者総合支援法に基づく、地域生活支援事業支給事務。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>○地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・日常生活用具)の支給      |
| ③システムの名称                 | 障害福祉システム<br>宛名管理システム<br>団体内統合宛名システム<br>中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 地域生活支援事業情報ファイル           |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表第1 第84の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span> |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号 別表第2 第108の項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 健康福祉部障がい福祉課  |
| ②所属長の役職名                 | 障がい福祉課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 総務部総務課   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 健康福祉部障がい福祉課  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和2年4月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和2年4月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|   |   |  |
|---|---|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>  |   |  |
| [ 基礎項目評価書 ]   |   | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>   |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |   |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない  |   |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない                 |   |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供) |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>  |   |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>  |   |  |
| 実施の有無   | [ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>  |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------|---|---|------|-----------|
| 平成28年6月24日 | I-1-②事業の概要        | ○地域生活支援事業サービス(移動支援・日中一時支援)の支給   | ○地域生活支援事業サービス(移動支援・日中一時支援・日常生活用具)の支給  | 事後   |           |
| 平成28年6月24日 | I-5-②所属長          | 熱田 辰雄   | 下野 裕健   | 事後   |           |
| 平成28年6月24日 | I-8連絡先            | 総務部総務課  | 健康福祉部障がい福祉課   | 事後   |           |
| 平成28年6月24日 | II-1対象人数-いつ時点の計数か | 平成26年10月28日時点   | 平成28年4月1日時点   | 事後   |           |
| 平成28年6月24日 | II-2取扱者数          | 500人以上  | 500人未満  | 事後   |           |
| 平成28年6月24日 | II-2取扱者数-いつ時点の計数か | 平成26年10月28日時点   | 平成28年4月1日時点   | 事後   |           |
| 平成29年7月10日 | I-1-①事業の名称        | 地域生活支援事業サービス支給事務  | 地域生活支援事業支給事務  | 事後   |           |
| 平成29年7月10日 | I-1-②事業の概要        | 障害者総合支援法に基づく、地域生活支援事業サービス支給事務。特定個人ファイルは、以下の場合に使用する。<br>○地域生活支援事業サービス(移動支援・日中一時支援・日常生活用具)の支給 | 障害者総合支援法に基づく、地域生活支援事業支給事務。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>○地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・日常生活用具)の支給 | 事後   |           |
| 平成29年7月10日 | I-1-③システムの名称      | 障害者福祉システム<br>宛名システム<br>統合用宛名システム<br>中間サーバー  | 障害福祉システム<br>宛名管理システム<br>団体内統合宛名システム<br>中間サーバー   | 事後   |           |
| 平成29年7月10日 | I-4-②法令上の根拠       | 番号法第19条第7号 別表第2 第108、109の項  | 番号法第19条第7号 別表第2 第108の項  | 事後   |           |
| 平成30年7月18日 | I-5-②所属長          | 下野 裕健   | 井関 高広   | 事後   |           |

| 変更日      | 項目                                  | 変更前の記載      | 変更後の記載              | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-------------------------------------|-------------|---------------------|------|-----------|
| 令和1年6月4日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か          | H28.3.31時点  | H31.4.1時点           | 事後   |           |
| 令和1年6月4日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か          | H28.3.31時点  | H31.4.1時点           | 事後   |           |
| 令和1年6月4日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名   | 井関 高広       | 障がい福祉課長             | 事後   |           |
| 令和1年6月4日 | Ⅳリスク対策                              | —           | 評価書の様式変更に伴い、記載項目を追加 | 事後   |           |
|          | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か          | H31.4.1時点   | R2.4.1時点            | 事後   |           |
|          | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か          | H31.4.1時点   | R2.4.1時点            | 事後   |           |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号 | ・番号法第19条第8号         | 事前   |           |
|          |                                     |             |                     |      |           |
|          |                                     |             |                     |      |           |